

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立博物館
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	株式会社ノムラメディアス
契約名	山梨県立博物館常設展示機器保守業務委託
契約金額 (税込み)	8, 6 9 0, 0 0 0 円
随意契約理由	○ 本契約の内容は、展示工事（営繕課が依頼工事として執行し、平成 17 年 12 月竣工）として本館に設置されている展示関係の照明、映像装置及び情報端末並びにこれらを稼働させるためのソフトウェアについて、正常に稼働するように定期的に点検を行い、点検の結果に基づき部品交換、調整その他の保守業務を行うものである。 ○ 常設展示は単にケースに展示されたものではなく、様々な機材を使用し、映像システムを構築したものであることから、仮に、施工業者以外の者が保守を請け負うとすると、障害が発生した場合、施工業者と保守業者の双方から責任回避の主張がなされたときは、施主・発注者である博物館において、当該障害が工事施行上の問題を原因とするのか、管理上の過失を原因とするものなのか、特定を行い、障害の回復を請求しなければならないが、構築したソフトウェアの内容や配置機器の相互の連携が高度で複雑であるため、県にとっては非常に困難であり、結局適正な補償が受けられなくなってしまう。 また、映像についても施工業者が作成しているため映像に不具合がおきた場合、他の業者では対応が不可能となってしまうことが想定される。 ○ この問題を回避するためには、施工業者に保守を行わせることが唯一の方策であると思料される。 以上のことから本契約は、特定の相手方と契約することによってのみ目的が達成できる性格のものであり競争入札には適さず、また本業務を実施可能であるのは、施工業者である(株)乃村工藝社のみであるが、メンテナンスサービス部門については(株)乃村工藝社から(株)ノムラメディアス（旧名：ノムラテクノ(株)）に業務移管されたため(株)ノムラメディアスと契約を締結することとする。 ○ 見積合せを省略する理由 上記のとおり、本契約の目的を達成できるのは、1 社に限られるため、山梨県財務規則第 137 条第 3 項後段の「特別の理由がある場合」に該当するので、見積合せを省略するものとする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号